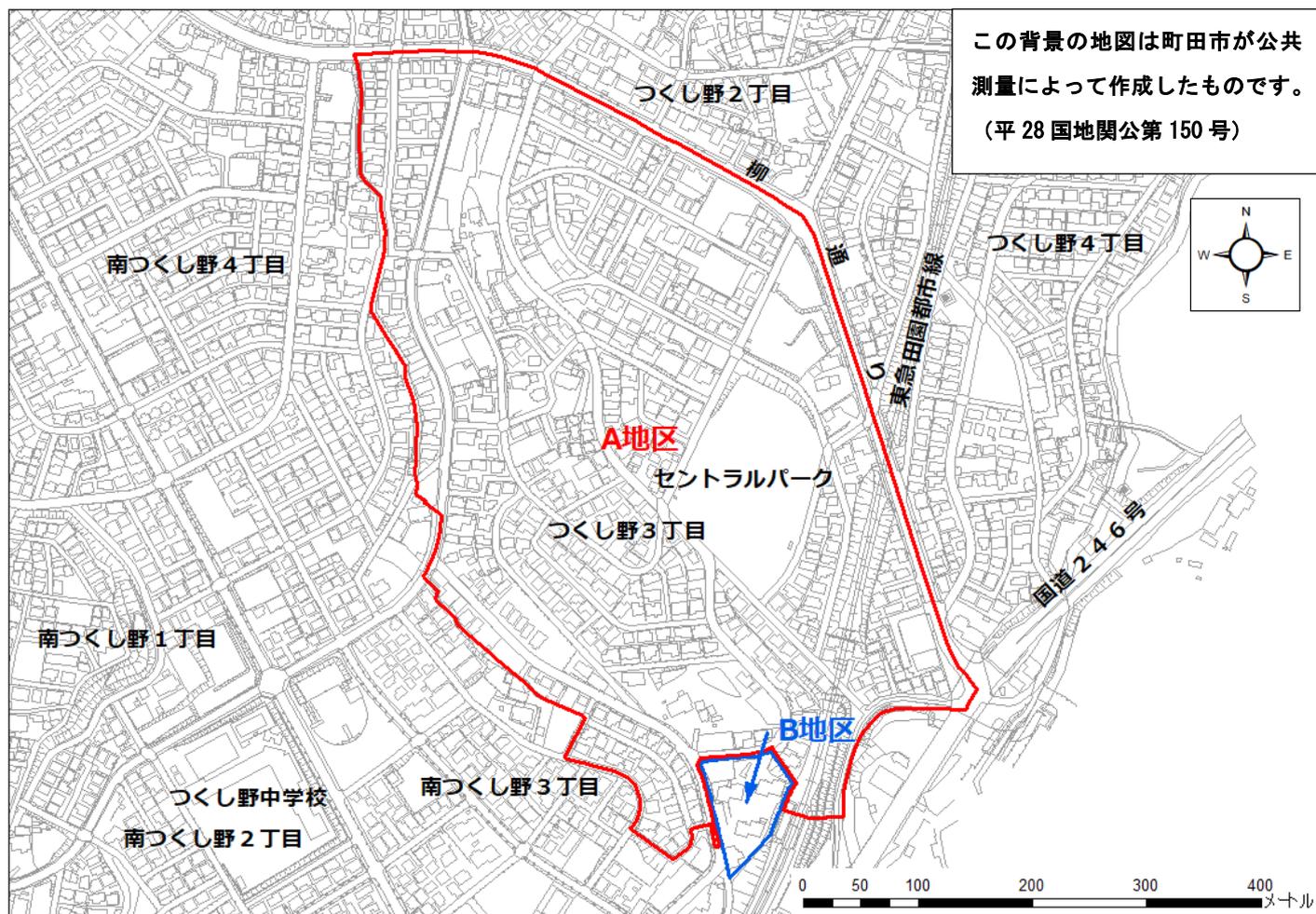


つくし野三丁目街づくり推進地区区域図（「街づくり推進地区」対象区域：A地区）



B地区については、「街づくり推進地区」適用外区域のため届出は不要ですが、「つくし野三丁目街づくりプラン（計画）」における項目1～4の適応区域です（下表参照）。

※B地区地番…つくし野三丁目23-2、23-18、23-19、23-40、
23-41、103-14、103-16

【つくし野三丁目地区街づくりプラン（計画）における地区別適用項目】

地区街づくりプラン項目	A地区	B地区
1 地区街づくりプランの名称	適用	適用
2 つくし野三丁目街づくり憲章		
3 つくし野三丁目 地区街づくりの方針		
4 土地利用の方針		
5 建築物のルール		適用外